

ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画

令和6年度事業実施計画

令和6年3月

香 川 県

1. はじめに

本計画は、ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（以下「サル管理計画」という。）に基づき、令和6年度における個体群管理や被害対策を実施するための管理目標及びそれを達成するための具体的な施策等を定めるものである。

2. 生息状況と個体数管理の考え方

(1) 生息状況

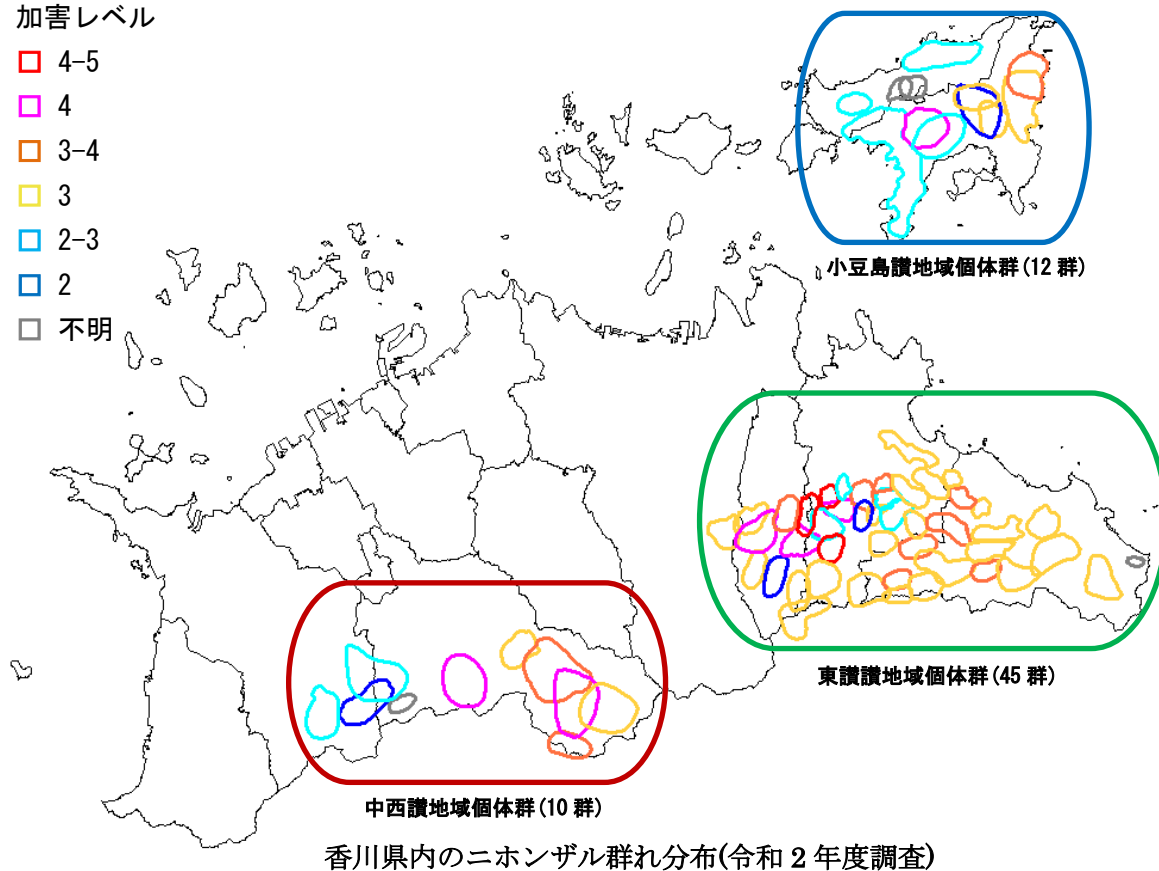
令和2年度に実施したモニタリング調査の結果、県内には合計67群が生息し、その生息頭数は2,374～3,019頭であると推定された。香川県では、分布の連続性を考慮して、県内の地域個体群を東讃、中西讃、小豆島の3つに区分し、それぞれの地域個体群を健全に保全することを目標としている。

平成24～25年度に実施した調査と比較すると、群数は約2倍に増加しており、生息頭数は700～1400頭減少している。

なお、モニタリング調査とは、出没状況や被害状況について地域住民にアンケート調査や聞き取り調査を行うことによってデータを収集、また、電波発信機等を装着して群れの行動域を把握することで、ニホンザルの群れの状況や規模、加害性等を明らかにするものである。

加害レベル

- 4-5
- 4
- 3-4
- 3
- 2-3
- 2
- 不明



令和2年度から令和4年度調査の管理捕獲対象群の生息頭数

地域 個体群	市町	群れの名称	加害 レベル	生息頭数		
				R2年度 調査 (推定)	R3年度 調査 (実測)	R4年度 調査 (実測)
東 讃	さぬき市	TS17	4	40～50		
	〃	TS19	4～5	31 (実測)	19	21
	〃	TS29	4～5	60～70	94	86
	さぬき市・三木町	TS21	4～5	30～40	34	29
	さぬき市・三木町	TS22	4	40～50	125	125
	三木町	TS23	4	80～90	106	
中西讃	まんのう町	CS1	4	20～30		
	〃	CS5	4	30～40		
小豆島	小豆島町	SZ9	4	150～200		

※ 管理捕獲対象群は、加害性の高い9群(加害レベル4以上)を令和2年度の調査により定めた。

(2) 個体数調整の考え方

サル管理計画に定める具体的な管理目標を達成するため、個体群管理による積極的な捕獲と侵入防止柵の設置に努めると同時に、県内の地域個体群の保全を図るものとする。

3. 管理目標を達成するための具体的な施策等

施策の3本柱を「個体群管理」、「被害対策」、「生息環境管理」とし、各地域個体群の被害実態に合わせ、3つの施策を効果的に組み合わせて実行する。

(1) 個体群管理

① 有害鳥獣捕獲

1) 許可基準の設定

市町は、許可に当たっては、第13次鳥獣保護管理事業計画に定めるほか、次の基準のいずれかに該当することを許可基準として設定する。

サルの有害鳥獣捕獲許可基準

区分	内容
基準 1	✓ 地区猟友会等の捕獲実施主体に対し必要な協力が行われるよう、関係機関等で構成する市町の被害防止対策協議会等において合意形成を図るなど、地域として被害対策に取り組んでいること
基準 2	✓ 実際に侵入防止柵の設置や追い払い等の被害防止活動が行われていること
基準 3	✓ 住居集合地域等に出没した場合等、生活環境への被害等の被害が発生するおそれがあること

2) 許可に当たって特に留意すること

- ア 許可に当たっては、被害等の発生状況に応じて、被害の発生区域及びその隣接地を対象とするなど、因果関係のある区域に限定する。
- イ 有害鳥獣捕獲において「加害レベル 4 以上」の群れの捕獲に取り組む際には下記の「サルの管理捕獲実施基準」を考慮のうえ、捕獲を実行する。
- ウ 住居集合地域等に出没し、生活環境への被害を発生させているサルについては、積極的に捕獲する。

② 管理捕獲実施基準

管理捕獲の対象とする群れは、これまでの調査結果、又は電波発信器等により、管理捕獲の対象となる群れが客観的に判別されていることに加え、次の基準のうち、基準 1 を必要条件とし、基準 2 と基準 3 に該当する場合は基準数が多いほど優先度が高いこととする。

サルの管理捕獲実施基準

区分	内容
基準 1	✓ 加害レベルが 4 以上であること
基準 2	✓ 群れの個体数が 100 頭を超えていること
基準 3	✓ 住居集合地域等容認できない地域に群れの行動域が拡大していること

今年度において管理捕獲を行う群れについては、次のとおりとする。

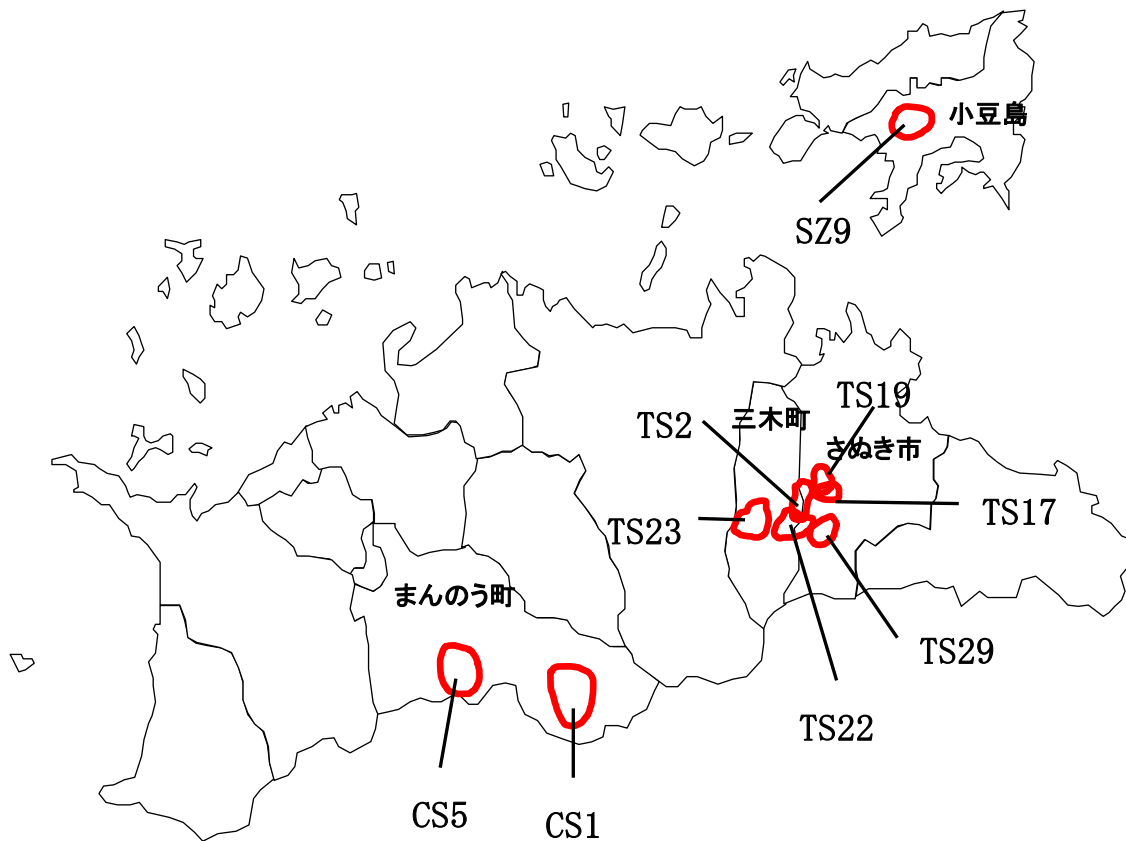
今年度の管理捕獲については、無害化を図るために積極的に捕獲を実施するものとするが、対象とする群れ及び管理目標等については、専門家及び関係者からなる検討会での議論を踏まえて策定する「事業実施計画」に基づくこととする。

管理捕獲対象群

地 域 個体群	群れの名称	該当する管理（数の調整）捕獲の実施要件 ^{※1}		
		基準 1	基準 2	基準 3
東 讃	TS17	○		
	TS19	○		○
	TS29	○		
	TS21	○		○
	TS22	○	○	
	TS23	○	○	
	CS1	○		
中西讃	CS5	○		
	SZ9	○	○	

^{※1} 該当する管理捕獲の実施要件は、モニタリング調査の結果や被害発生状況により変更する場合がある。

管理捕獲対象群



③ 「補助者制度」の活用による捕獲体制の確立

市町における補助者制度の活用を支援するため、市町が開催する講習会等を支援する。

(2) 被害対策

① 侵入防止柵等の普及

農地や住宅地への侵入防止柵の設置に際しては、事前に農業改良普及センター等による現地指導を行うことにより、作物の種類や現地の状況に応じて効果的な方法を選択し、設置するよう支援する。

② 地域一体となった防除体制の推進

県は、被害対策の基本単位である「集落（自治会）」を中心とした防除体制を構築するため、集落で主導的な役割を果たす人材（地域リーダー）の育成を支援するほか、農業改良普及センターによる効果的な防除方法等の普及活動を実施する。

③ 住居集合地域等でのハナレザル対策

住居集合地域等に出没するハナレザル対策として、県が作成した「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」に基づき、県及び市町、警察署等の関係機関が連携し、被害の発生及び拡大を防止する。

(3) 生息環境管理

① 森林管理

森林は多くの動物の生息場所であり、下草等の下層植生の繁茂につながる造林事業等を活用した人工林の間伐を推進するほか、モニタリング調査の対象となっている群れについては、行動圏域における森林の利用状況を把握するように努め、将来的に保全すべき自然度の高い森林の満たすべき条件について検討するものとする。

② 集落環境管理

県及び市町は、地域住民が集落ぐるみで耕作放棄地や放置竹林等の適切な管理による誘引物（未収穫作物や放棄残渣）の除去等の取り組みを積極的に行うように支援する。

4. モニタリング調査

(1) 生息状況調査

① 個体数調査等

令和2年度のモニタリング調査結果により、加害性が高いと判断された群れを対象とする。

ア. GPS発信機の装着

- ・加害性が高いと判断された群れのうち、4群程度に対して、行動圏調査及び個体数調査のため、メスザルにGPS発信機を装着する。

地 域	市町	群れの名称	群れの個体数	備 考
東 讃	さぬき市	TS17	40～50 (令和2年度・推定)	GPS 発信機装着予定
	三木町	TS23	106 (令和3年度・実測)	〃
中西讃	まんのう町	CS1	20～30 (令和2年度・推定)	〃
	〃	CS5	30～40 (令和2年度・推定)	〃

※群れの個体数は直近の個体数調査による。()内は調査年度である。

イ. 行動圏調査及び個体数調査

- ・新規にGPS発信機を装着した群れの正確な行動圏、個体数調査を行う。調査結果については市町に提供し、令和7年度の捕獲に活用する。

② 捕獲個体調査

捕獲した個体については、捕獲場所を記録する。

(2) 農業被害調査

各市町が取りまとめた作物毎の被害金額による実態調査を実施する。

(3) 「香川県野生鳥獣対策システム」の活用

ニホンザルによる集落や住居集合地域への出没状況(群れ、ハナレザル)、農業被害の状況など、市町及び県民から県へ通報のあった情報を「香川県野生鳥獣対策システム」を活用し、地図情報として取りまとめ、情報共有を図る。